

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

申告者 氏名 (名 称) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の代替土地 (被災代替住宅用地)  
に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地に代わるものとして土地を取得したので、  
地方税法附則第 56 条第 10 項の規定に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。

被災住宅用地	所有者の住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ		
	所有者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ		
	所在地			
	地 積	m <sup>2</sup>	共有持分	
代替土地	所有者の住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ		
	所有者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 被災住宅用地の所有者との関係( )		
	所在地	八千代市		
	地 積	m <sup>2</sup>	共有持分	

1. 「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地をいう。
2. 「代替土地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地 (被災住宅用地) に代わるものとして取得した土地をいう。

※ 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## ◎特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の代替土地に係る固定資産税（都市計画税）の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

### 1. 特例対象者

- (1) 被災住宅用地の所有者（被災住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災住宅用地の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 代替土地の上に新築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居する予定の三親等内の親族
- (4) 被災住宅用地の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

### 2. 被災住宅用地要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けたもののうち、平成 24 年度から令和 8 年度までの各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地

### 3. 被災代替住宅用地要件

- (1) 被災住宅用地の代わりとして取得した土地で、新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地
- (2) 被災住宅用地の面積（被災住宅用地が共有物である場合は、その持分の割合に応じた被災住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合は、当該代替土地の面積とします。）に相当する土地
- (3) 被災住宅用地のうち平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けたものの面積の被災住宅用地の面積に対する割合を、代替土地の面積に乗じて得た面積に相当する土地

### 4. 取得期間

平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得された土地

## ◎添付書類

1. 当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類  
⇒「り災（被災）証明書」（写）
  - (1) 被災住宅用地が代替土地と同一の市町村内にある場合は不要です。
2. 被災した土地が平成 23 年度住宅用地の特例の適用を受けたことを証する書類
  - (1) 被災住宅用地が代替土地と同一の市町村内にある場合は不要です。
3. 代替土地の取得を確認できる書類 ⇒「登記事項証明書」（写）
4. 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
5. 代替土地の所有者が、被災住宅用地の所有者の相続人、又は被災住宅用地の所有者と同居する予定の 3 親等内の親族、又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
  - (1) 相続人、又は 1 親等内の親族の確認書類 ⇒「戸籍謄本」（写）
  - (2) 3 親等内の親族の確認書類及び被災住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類  
⇒「戸籍謄本」（写） など
  - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類  
⇒「法人の登記簿謄本」（写）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。